食品表示基準(案) 新旧対照表

改正案	現 行 案 (平成26年10月31日付け答申)
第一条~第四十一条 (略)	第一条~第四十一条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

別表第一~別表第十七 (略)

別表第十八(第三条、第十八条関係)

形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しな	大豆
ステアリドン酸産生	くなったものを除く。) 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの (左欄に掲げる形質を有しなくなったものを 除く。) 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし

別表第十九(第四条、第五条関係)

食品	表示事項	表示の方法
(略)	(略)	(略)
乳製品	(略)	(略)
	び乳酸菌飲料であ	殺菌した発酵乳にあっては、「殺菌済み発酵乳」等 殺菌した発酵乳である旨の文言を、殺菌した乳酸菌 飲料にあっては、「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌し

別表第一~別表第十七 (略)

別表第十八(第三条、第十八条関係)

形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。)2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(左欄に掲げる形質を有しなくなったものを 除く。)2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし

別表第十九 (第四条、第五条関係)

食品	表示事項	表示の方法
(略)	(略)	(略)
乳製品	(略)	(略)
	殺菌した乳酸菌飲料である旨(殺菌 した乳酸菌飲料に	「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌した乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。

г		

<u>酵乳及び</u> 乳酸菌飲料に限る。)	た乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。	限る。)	
容器包装に入れた 後加熱殺菌した旨 (ナチュラルチー ズ (ソフト及びセ ミハードのものに 限る。) であって 、容器包装に入れ た後加熱殺菌した ものに限る。)	「包装後加熱」、「包装後加熱殺菌」、「容器包装 後加熱殺菌済み」等容器包装に入れた後に加熱殺菌 したものである旨の文言を表示する。	(新設)	(新設)
飲食に供する際に 加熱を要する旨 (ナチュラルチーズ (ソフト及びセミ ハードのものに限 る。) であって、 飲食に供する際に 加熱を要するもの に限る。)	「種類別○○」の次に「(要加熱)」、「(加熱が必要)」、「(加熱してお召し上がりください)」 等飲食に供する際に加熱を要する旨の文言を表示する。	(新設)	(新設
製造時の発酵温度 が摂氏二十五度前 後である旨(発酵 乳又は乳酸菌飲料 であって、製造時 の発酵温度が摂氏 二十五度前後のも のに限る。)	「低温発酵」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前 後である旨を示す文字を表示する。	(新設)	(新設)
常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日(常温保存可能品に限る。)	(略)	常温での保存が 能である旨及び 温で保存した場 における賞味期 である旨の文字: 冠したその年月 (常温保存可能に に限る。)	常合限を日

限る。)		
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
常温での保存が可能である旨及は場合における賞味期にでいる。 を選び保存した場合における賞味が会における旨のではないである。 では、であることでは、 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	(略)	

r	

1	1	1
乳又は乳製 品を主要原	(略)	(略)
品を土安原 料とする食品	含まれる無脂乳固 形分及び乳脂肪分 (乳脂肪分以外の 脂肪分を含むもの にあっては、無脂 乳固形分及び乳脂 肪分並びに乳脂肪 分以外の脂肪分)の 重量百分率	(略)
	製造時の発酵温度 が摂氏二十五度前 後である旨(乳酸 菌飲料であって、 製造時の発酵温度 が摂氏二十五度前 後のものに限る。)	「低温発酵」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨を示す文字を表示する。
鶏の液卵(鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものを下した。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

乳又は乳製 品を主要原	(略)	(略)
料とする食品	含まれる無脂乳固 形分及び乳脂肪分 (乳脂肪分以外の 脂肪分を含むもの にあっては、無脂 乳固形分及び乳脂 肪分並びに乳脂肪 分以外の脂肪分)の 重量百分率	(略)
	(新設)	(新設)
鶏の放射(き親の放射の変形の形形の形形の形形の形形の形形のの下のの下のの下に。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二十~別表第二十五 (略)

別記様式一~別記様式四 (略)

別表第二十~別表第二十五 (略)

別記様式一~別記様式四 (略)